

第五次 筑後市行政改革大綱

(平成23年度～平成25年度)

平成23年3月

筑後市

目 次

はじめに	1
I. 基本方針	1
II. 目標年次	2
III. 当面措置検討すべき事項	2
1. 事務事業の見直し	2
(1) 行政手続き制度の適正な運用と窓口業務の改善	3
(2) 行政評価システムの効果的活用と外部評価の機能強化	3
(3) 民間活力による事業展開	3
(4) 入札・契約制度の改善	3
(5) 広域行政圏の検討	3
2. 組織・機構の見直し	4
(1) 組織・機構の見直し	4
(2) 審議会等	4
3. 外郭団体の運営改善	4
4. 定員管理及び給与の適正化の推進	5
(1) 定員管理の適正化	5
(2) 給与・報酬の適正化	5
5. 人材の育成と確保	5
(1) 能力開発	5
(2) 人事制度	6
(3) 職場環境	6
6. 情報通信技術（I T）を活用した行政サービスの向上	6
(1) 情報セキュリティー	6
(2) 効率的な行政運営	6
(3) 市民サービス向上	7
7. 公正の確保と透明性の向上及び住民参画型行政の構築	7
8. 経費の節減合理化等財政の健全化	7
(1) 健全な財政運営の確保	7
(2) 財源の確保	8
＜語句解説＞	8

はじめに

本市における第4次行政改革は、当初、目標年次を平成16年度から20年度までとする行政改革大綱（平成16年3月策定）とその実施計画（平成16年4月策定）を策定しました。しかし、その後国において策定された「新地方行革指針」では、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを明示するとして「集中改革プラン」を各市町村で公表することとなり、そのため本市では、第4次行政改革大綱実施計画の目標年次を平成17年度から平成21年度に改めるとともに、それに基づき効率的な行財政運営の取り組みの推進を図った結果、149項目の改革の実行と約41億3千万円の財政効果に繋がりました。

この間、国における分権改革としては、地方分権改革推進委員会により、基礎自治体への権限移譲を推進する「第1次勧告」を始めとして、「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大に関する「第2次勧告」、^{*1}義務付け・枠付けの見直しや^{*2}条例制定権の拡大、地方自治関係法制の見直し、国と地方の協議の場の法制化を推進する「第3次勧告」、自治財政権の強化に関する「第4次勧告」が取りまとめられました。

政府は、これらの勧告を踏まえ、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指す地域主権改革を推進しています。そのため、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換させるとした「地方分権改革推進計画（平成21年12月）」と「地域主権戦略大綱（平成22年6月）」を閣議決定しました。

今後も、地域主権型社会システムへの転換が推進され、地方自治体は自主性と自立性をより一層強く求められることとなります。

I. 基本方針

本市では、時代の流れを正しく見極め、時代の要請と市民の期待に応え得る行財政の確立を図るため、「事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げる」という地方自治運営の基本原則に則り、経営感覚に立脚した簡素で効率的な行政改革を積極的に進めてきました。

少子高齢化が一層進む成熟社会において、経済の行方も不透明であり、地方自治体は引き続き厳しい財政運営が見込まれています。さらに地域主権型システムへの転換が図られる中、市民の満足度を高めるためには、これまで同様に簡素で効率的な行財政運営に努めるとともに、一層の公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた市政運営を心がけることが必要です。積極的な情報発信により市民と情報を共有化し、行政の説明責任（アカウントビリティ）を果たし、市民と行政の信頼関係の構築を図っていくことが求められています。そのためには行財政の効率化・スリム化による量を中心とした改革だけではなく、組織強化、人材の育成、市民サービスの向上を図るといった質も重視した改革を推し進めていきます。

行政改革の推進に当たっては、行政運営に関わるすべての職員が自らの問題として取り組み、市民をはじめ関係方面の理解と協力が得られるよう努め、持続可能な活力に満ちた筑後市を築いていきます。

Ⅱ. 目標年次

本大綱の目標年次を平成23年度から25年度までの3ヶ年とします。

Ⅲ. 当面措置検討すべき事項

1. 事務事業の見直し

長引く地域経済の疲弊と雇用情勢の悪化は、本市の税収にも大きな影響を与えています。また、国・地方とも依然として多額の債務残高を抱え、地方交付税などの財源も先行き不透明であるため、本市の財政力に合わせて行政の公的関与を見直すとともに、様々な行政資源の活用を図り、さらに成果を重視することで市民満足度の向上に資する行財政運営の構築が求められています。

納税者である市民の視点から常にコスト意識を持ち、利用者の立場で成果を捉えることとし、経費を少なくする、業務の無駄を無くす、管理を怠らないといったことに

努めます。

市民のニーズを的確に把握し、限られた財源の中で行政サービスに対する市民満足度を高めるため、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」という「選択と集中」の考え方に立ち、費用対効果を重視した公正で透明な行財政運営システムの確立を図ります。

(1) 行政手続き制度の適正な運用と窓口業務の改善

行政手続条例の適正な運用を図り、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めます。また、住民サービス向上の観点から、できる限り事務手続の簡略化を図り処理日数・時間の短縮化に努め、窓口業務における利便性の向上を図ります。

(2) 行政評価システムの効果的活用と外部評価の機能強化

行政評価システムを更に充実させ、職員の意識改革や事務事業の選択、改善、廃止等に有効活用します。また、施策及び事務事業に対して市民の視点による外部評価を実施し、事業見直しや予算編成への活用を試みます。

(3) 民間活力による事業展開

公共サービスの公的関与の妥当性については、行政で行うべきか否かをしっかりと見極め、行政で行うべきものについては、その効率かつ効果的なサービスの提供主体の在り方の検討を行います。その際、サービスの価値や品質が適切であるかどうかを十分に監視・指導することを前提に、行政が直接行うよりも地域の自助・共助、NPOや企業等の行政以外のサービスを提供主体としたほうが効果的であると考えられる業務については、可能なものからアウトソーシング、官民連携（PPP）等の民間活力の導入を図ります。

(4) 入札・契約制度の改善

入札・契約手続制度のより一層の公平性、透明性、競争性の確保のための施策を推進します。

(5) 広域行政圏の検討

交通網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達・普及によって、市民の活動圏は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、観光・

産業の連携、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっています。

広域的な政策展開によって、効果的かつ質的向上が見込まれる事務事業については、積極的に取り組みます。

2. 組織・機構の見直し

様々な情勢の変化、新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応する一方で、スクラップ・アンド・ビルドの精神に立って、簡素で効率的な行政組織機構の見直しを行うことが必要です。さらに、地域主権時代にふさわしい自己決定・自己責任の観点に立った行政運営と、総合計画に掲げる都市像の実現と市民の負託に応え得る行政組織機構としての機能化を図ります。

(1) 組織・機構の見直し

分権型行政システムの確立や市民サービスの向上を図るため、意思決定の迅速化、組織内部の連絡調整の場の充実と連携強化、サービスの供給に適した組織編成、簡素で合理的かつ市民の視点に立った市政が展開できるような組織・機構の整備を図ります。また、係の単位を拡大し、拡大された係の中でチームを編成し機能的及び合理的な事務事業の遂行に努めるために担当係長制^{※3}を推進するとともに、責任と権限の明確化を図ります。

(2) 審議会等

審議会等の公正と透明性を確保する観点から、審議会の内容については原則公開とします。なお、委員の構成にあたっては、男女双方の意見を反映できるようにバランスのとれた委員の登用を推進します。

3. 外郭団体の運営改善

近年の社会経済情勢の変化や公益法人制度改革等の時代の変化に的確に対応していくため、団体が担ってきた役割を評価しつつ、市の関与を可能な限り縮小し、各団体の自主的・自立的な経営を促進します。

また、筑後市立病院の地方独立行政法人への移行にともない、法人の自律性・自主

性を尊重し、市から法人への事前関与・統制を極力排し、事後チェックによる弾力的・効率的で透明性の高い運営の確保に努めます。

4. 定員管理及び給与の適正化の推進

引き続き健全な財政運営を維持しつつ、質の高い行政サービスを提供するために、定員及び給与の適正化を図ります。

(1) 定員管理の適正化

簡素で効率的な行政経営と公共サービスの向上との均衡を保ちつつ、職員の能力や専門性、業務の内容や量の適確な把握に基づき、適正な職員数の管理に努めます。

また一方で、総合計画に基づいた施策の推進や社会情勢の変化等を踏まえながら、重点施策の推進において、成果を上げるために必要な人的措置については対応を図ります。

(2) 給与・報酬の適正化

職員給与については、客観的な人事評価に基づく能力・実績を反映させ、適正な給与制度の運用、改善に努めます。また、特別職報酬等についても、他の地方公共団体との均衡、一般職の職員の給与水準等を考慮して適正化に努めます。

5. 人材の育成と確保

職員が自分自身の将来像についての自己実現プランを主体的に考え行動する際の支援が重要となります。職員が職場での自分の存在価値を見出して、その能力と個性を十分発揮し、自分の将来に希望を持てるように、筑後市人材育成基本方針に基づいて、研修や環境整備等による支援体制の構築を図ります。

(1) 能力開発

職員自身が設定した将来像を実現するために必要な能力を把握し、それを身につけるため研修の参加と自己研鑽を積み、学んだスキルを仕事に活かすサイクルを確立します。

また、人事評価制度では、それぞれの職務階級に求められる能力を設定すること

により、職員の業務遂行能力及びマネジメント能力の向上を図ります。

(2) 人事制度

職員のやる気を高め、能力と個性を最大限に発揮させ、組織の活力を引き出す仕組みを持ち、誰もが納得する公正で透明性の高い人事制度の構築を図ります。

(3) 職場環境

職員が能力と意欲を十分に発揮し前向きに仕事に臨むために、管理監督者のリーダーシップのもと、職場の仲間がお互いを思いやり目標達成に向けて一丸となっていけるように取り組みます。

また、単なる接客面だけでなく、危機管理（トラブル、クレーム対応等）も含めた組織の問題解決能力向上を意識した接遇へと発展させ、職場の改善能力・サービス力向上に向けての取り組みを進めます。

6. 情報通信技術（IT）を活用した行政サービスの向上

ITの活用を行政改革推進の有効な方策として位置付け、事務事業のシステム化やネットワーク化等に積極的に取り組みます。

ただし、情報化を推進するにあたっては、取り扱う行政情報に個人情報を始めとする重要な情報が含まれるので、行政情報を取り扱う者としての管理意識の徹底と漏洩防止の仕組みをあわせて構築するなど、情報管理の徹底を図ります。

(1) 情報セキュリティー

パソコン1人1台体制の整備と庁内ネットワークの構築により、処理できる情報の質と量が、飛躍的に向上又は増大していることから、情報に対する職員の管理意識の啓発を行うと共に、漏洩防止の仕組みを構築します。

(2) 効率的な行政運営

行政事務の簡素化、迅速化、効率化、ペーパーレス化によるコストの削減を図るため、電子文書管理システム、電子決裁システム及び^{※4}庶務事務システムの導入を検討します。

(3) 市民サービス向上

市民の利便性向上を図るため、電子申請システムの利用促進を関係部署全体で積極的に行います。また、税料金のコンビニ収納科目の充実や各種証明書のコンビニ交付について検討します。

7. 公正の確保と透明性の向上及び住民参画型行政の構築

地域の課題や需要に迅速に対応するとともに、簡素で効率的な行政運営を実現するために、市民や市民が参加する団体などが積極的に行政に係わる方策を推進します。

行政情報を積極的に発信するとともに計画立案時の意見公募（パブリックコメント）制度や審議会などへの市民委員の選出等、公正の確保と透明性を向上させるために、さまざまな施策の企画立案、実施、評価及び改善（P D C A）の各段階において市民参加を促進します。

また、校区コミュニティ構想の推進や市民団体の活性化を図るとともに、市民・団体などが行政のパートナーとして、協働してまちづくりを進めていくための活動や交流を促進します。特に市民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携できる施策を推進します。

さらに、市民参画と地域協働を推進するため、職員一人ひとりの意識改革に積極的に取り組みます。

8. 経費の節減合理化等財政の健全化

地域主権時代にふさわしい自主的・自立的な財政運営の確立を目指し、行政評価システム等により事業の「選択と集中」を徹底し、限りある財源の計画的かつ重点的な配分と経費の徹底した節減合理化に努め、財政運営の効率化を図ります。

また、市民負担の公平性に配慮しつつ、あらゆる角度から財源の確保に努める必要があります。より一層の財政運営の効率化と財政秩序の適正化に努め、財政の健全性を確保します。

(1) 健全な財政運営の確保

多様化する行財政需要に柔軟に対応できる財政構造の構築と、持続可能な財政運営を確保するため、中期財政計画を策定し健全な財政運営に努めます。

(2)財源の確保

自主財源の確保と市民負担の公平性の観点から、市税、市営住宅使用料、保育料等については、滞納者に対する納付指導や債権などの差押えを積極的に行うことにより、収納率の向上を図ります。

また、受益者負担の適正化を進めて、市民負担の公平性を確保するとともに、財源確保のため、使用料や手数料等の負担見直しを適宜実施します。

利用していない市有地については、民間等への売却に努めます。また、有料広告事業なども積極的に行い自主財源の確保に努めます。

< 語句解説 >

※¹) 「義務付け・枠付けの見直し」とは、国等による地方自治体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを見直すことを言い、法制的な観点から、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めてその自由度を拡大するとともに、地方自治体が自らの責任において行政を展開できる仕組みを構築することである。

※²) 「条例制定権の拡大」とは、地方政府としての歳出自主権、歳入自主権（課税自主権、起債自主権）を担保すること。

※³) 「担当係長制」とは、係と係を統合するなどして係の単位を拡大し、1係に複数の係長を配置し、係全体の事務事業を課長及び複数の担当係長が整理・分類するとともに、担当係長を核とした複数のチーム編成により、業務を進めていくというヨコ型の連携を重視した体制。

※⁴) 職員の時間外勤務、休暇申請、出勤簿管理、宿日直管理、特殊勤務管理等の勤務状況を一元管理するシステム。また、時間外業務等の実績情報を人事給与システムに反映したり、ブラウザやタイムレコーダーでICカードを使用した出退勤管理を行うこともできる。